

福山葦陽同窓会 個人情報保護方針

1. 目的

この方針は、福山葦陽同窓会の会員の個人情報を厳正に管理するとともに会員の権利利益を保護する事を目的とし、個人情報保護法（平成17年4月1日完全施行）等に基づき定めるものである。

2. 個人情報保護管理者

同窓会の個人情報管理者は、情報管理を担当する副会長とする。

個人情報管理者は、会員の個人情報への不正アクセス、紛失、改ざんおよび漏洩等を防止するために、断続的に合理的な安全対策を講じるものとする。

3. 個人情報の取得

同窓会で保有する個人情報は、同窓会の事業執行（会則第4条に規定）のために必要な最小限度の項目に限定して、適法な手段で取得するものとする。

4. 個人情報の項目

個人情報は、氏名（旧姓を含む）、住所（メールアドレスを含む）、電話番号（FAX番号を含む）とする。なお、連絡上の必要性等から勤務先の企業名並びにその電話番号等を保有する場合は、特に会員本人の承諾を得るものとする。

5. 個人情報の使用

同窓会が保有する個人情報は、同窓会の事業執行にあたって必要となる場合に限り使用できる。

1. 同窓会内の連絡並びに福山葦陽高等学校（以下「母校」という）への照会と通知
2. 同窓会からの会報等の送付および本会事業にかかわる案内、通知
3. 会員名簿、会誌への掲載
4. 会員の住所不明時の調査

6. 問い合わせへの対応

問い合わせについては次により対応することとし、会員名簿の閲覧等は一切認めない。

1. 会員にかかわる個人情報の問い合わせに対しては、会員、同窓会本支部、母校からのものであることを質問その他の方法により確認したのちに、会員名簿に記載されている項目に限って回答するものとする。（原則として常任幹事・学年幹事からの請求とする。）
2. 会員、同窓会本支部、母校以外の第三者からの問い合わせには一切回答してはならない。

7. 個人情報の開示、訂正、削除及び情報の破棄

会員から自己の個人情報の開示、訂正、削除、および名簿記載項目の変更が求められた場合は速やかに対応するものとする。また、個人情報の記録媒体が不要になった場合は個人情報管理者においては復元不可能な方法により破棄することができる。

8. 個人情報の第三者への開示

本会が保有する個人データの取り扱いを第三者に委託する場合は、委託先と契約書を取り交わしたうえで、個人情報の保護に万全を期すために機密の保持等の監督するものとする。

また、本会が保有する個人データは、法令で定められた場合を除き、利用目的以外は会員本人の同意がなければ第三者に提供してはならない。

9. 監査の報告

本会の役員である監査（役）は、個人情報保護にかかる業務執行の状況を適宜監査し、その結果を会長および総会に報告するものとする。

葦陽同窓会会員名簿取扱規約

1. 当規約は葦陽同窓会の同窓会会員名簿・会員個人データの取扱について定める。
2. 個人情報保護法の制定に伴い現在は「福山葦陽同窓会会員名簿」の編集発行は行いません。
3. 会員個人データは次にあげる目的のみに使用します。
 - 1) 同窓会総会の案内送付のため。
 - 2) 学年、クラス、クラブ、支部などの同窓会活動支援のため。
 - 3) 同窓会会報等の送付のため。
 - 4) 同窓会から寄付金募集に関する資料送付のため。
 - 5) その他同窓会活動に必要な連絡を取るため。
4. 会員個人データ記載事項
現姓名、旧姓、卒業年度、現住所（郵便番号、電話番号、メールアドレスを含む）
5. 個人データの提供方法
正会員を主としている会などで、会員間の連絡用として会員住所などの必要が生じた場合「福山葦陽同窓会会員の個人情報保護に関する規定」を十分理解の上、次の方法で事務局まで申し込んでください。
 - ・上記の会の代表者（常任幹事・学年幹事）が所定の用紙（会員名簿請求願兼誓約書）を使用して同窓会事務局に請求してください。（郵送、fax可）
 - ・同窓会ホームページより、ネットを使用したの請求も可能です。
 - ・データは印刷データ（郵送）及びExcelデータ（Eメール）でもお送りいたします。ただし印刷データについては費用を請求させていただきます。
6. 個人データの記載停止
個人データの提供を拒否される方は同窓会事務局まで連絡をいただければ、記載より抹消いたします。
7. 転居時の住所連絡のお願いと不明者調査のお願い
当同窓会会員データは2000年度同窓会会員名簿を元に各学年名簿データ等を加え制作しておりますが年間10数人不明者が増加しております。
住居移転の時は同窓会事務局に御連絡をお願いします。
又、不明者調査のため各学年幹事（1名）に年1回名簿をお渡ししますことを了解願います。

以上